

議案第71号

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。

令和7年11月26日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

市債権の督促に係る手数料を廃止することにより事務の負担軽減及び効率化を図るため、関係条例について所要の整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(朝来市税条例の一部改正)

第1条 朝来市税条例（平成17年朝来市条例第76号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 徴収金 市税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p><u>第21条及び第22条 削除</u></p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 徴収金 市税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p><u>(督促手数料)</u></p> <p><u>第21条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、80円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u></p> <p><u>第22条 削除</u></p>

(朝来市介護保険条例の一部改正)

第2条 朝来市介護保険条例（平成17年朝来市条例第155号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前

<p>(保険料の延滞金)</p> <p>第10条 保険料の延滞金に関しては、朝来市税条例（平成17年朝来市条例第76号）を準用する。</p>	<p>(保険料の督促手数料及び延滞金)</p> <p>第10条 保険料の督促手数料及び延滞金に関しては、朝来市税条例（平成17年朝来市条例第76号）の定めるところによる。</p>
--	---

(朝来市農地及び農業用施設等災害復旧事業分担金徴収条例の一部改正)

第3条 朝来市農地及び農業用施設等災害復旧事業分担金徴収条例（平成17年朝来市条例第165号）の一部を次のように改正する。
 なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事業 次に掲げる事業をいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の適用を受ける事業</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(滞納処分及び延滞金)</u></p> <p>第6条 分担金についての滞納処分及び延滞金の徴収等については、朝来市税条例（平成17年朝来市条例第76号）を準用する。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事業 次に掲げる事業をいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和22年法律第150号）の適用を受ける事業</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(督促及び滞納処分等)</u></p> <p>第6条 分担金についての督促及び滞納処分並びに延滞金の徴収等については、朝来市税条例（平成17年朝来市条例第76号）の各相当規定を準用する。</p>

(朝来市市営土地改良事業の経費の賦課徴収及び県営土地改良事業分担金の徴収に関する条例の一部改正)

第4条 朝来市市営土地改良事業の経費の賦課徴収及び県営土地改良事業分担金の徴収に関する条例（平成17年朝来市条例第176号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
<p>(<u>滞納処分及び延滞金</u>)</p> <p>第7条 賦課金等についての<u>滞納処分及び延滞金</u>の徴収等に関しては、朝来市税条例（平成17年朝来市条例第76号）を準用する。</p>	<p>(<u>督促、滞納処分等</u>)</p> <p>第7条 賦課金等についての<u>督促及び滞納処分並びに延滞金</u>の徴収等に関しては、朝来市税条例（平成17年朝来市条例第76号）の<u>各相当規定</u>を準用する。</p>

（朝来市道路占用料の徴収に関する条例の一部改正）

第5条 朝来市道路占用料の徴収に関する条例（平成17年朝来市条例第205号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
<p>(<u>延滞金</u>)</p> <p>第6条 法第73条第1項の規定により督促状を発したときは、<u>延滞金</u>を徴収する。</p> <p><u>2・3</u> (略)</p>	<p>(<u>督促手数料及び延滞金</u>)</p> <p>第6条 法第73条第1項の規定により督促状を発したときは、<u>督促手数料及び延滞金</u>を徴収する。</p> <p><u>2</u> 督促手数料の額は、督促状1通につき80円とする。</p> <p><u>3・4</u> (略)</p>

（朝来市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正）

第6条 朝来市法定外公共物の管理に関する条例（平成17年朝来市条例第206号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
<p>(<u>延滞金</u>)</p> <p>第11条 市長は、使用料又は採取料の滞納に係る<u>延滞金</u>については、朝来市税条例（平成17年朝来市条例第76号）<u>を準用する</u>。</p>	<p>(<u>督促手数料及び延滞金</u>)</p> <p>第11条 市長は、使用料又は採取料の滞納に係る<u>督促手数料及び延滞金</u>については、朝来市税条例（平成17年朝来市条例第76号）の<u>例により徴収するものとする</u>。</p>

（朝来市水道事業給水条例の一部改正）

第7条 朝来市水道事業給水条例（平成17年朝来市条例第219号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
<u>第24条 削除</u>	<u>(督促)</u> <u>第24条 管理者は、料金を納期限までに完納しない者があるときは、期限を指定して督促状を発しなければならない。</u> <u>2 管理者は、前項の規定により督促状を発したときは、督促状1通につき80円の督促手数料を徴収する。ただし、やむを得ない事由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u>

（朝来市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第8条 朝来市後期高齢者医療に関する条例（平成20年朝来市条例第1号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
<u>第5条 削除</u> (延滞金) 第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、 <u>朝来市税条例（平成17年朝来市条例第76号）を準用して計算した</u>	<u>(保険料の督促手数料)</u> <u>第5条 保険料の督促手数料については、朝来市税条例（平成17年朝来市条例第76号。以下「市税条例」という。）の相当規定を準用する。</u> (延滞金) 第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、 <u>市税条例の相当規定を準用して計算した金額に相当する延滞金</u>

金額に相当する延滞金額を加算し、納付しなければならない。ただし、延滞金額が10円未満である場合には、この限りでない。

額を加算し、納付しなければならない。ただし、延滞金額が10円未満である場合には、この限りでない。

(朝来市市営農業農村整備事業及び県営農業農村整備事業分担金の徴収に関する条例の一部改正)

第9条 朝来市市営農業農村整備事業及び県営農業農村整備事業分担金の徴収に関する条例（平成20年朝来市条例第2号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
<u>(滞納処分及び延滞金)</u> 第5条 分担金についての <u>滞納処分及び延滞金の徴収等</u> に関しては、朝来市税条例（平成17年朝来市条例第76号）を準用する。	<u>(督促及び滞納処分等)</u> 第5条 分担金についての <u>督促及び滞納処分並びに延滞金の徴収等</u> に関しては、朝来市税条例（平成17年朝来市条例第76号）の各 <u>相当規定</u> を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。